

インフォメーション

ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が玄関先までお伺いして戸別収集する制度です。

※原則として、65歳以上もしくは身体に障害をお持ちの1人世帯で、ご自分で家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な方。さらに、親族・地域のいすれにも支援を依頼できる相手がいないことが条件となります。

《お問い合わせ先》

収集業務課 TEL.61-4136

530運動に参加しましょう。

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に昭和50年から始まった530運動は、豊橋から全国に広まっていきました。今後も地域の清掃活動等に積極的に参加して、清潔で住みよいまちを、みんなでつくりあげていきましょう。

《お問い合わせ先》

530運動環境協議会事務局

(環境政策課内)

TEL.51-2399



<https://www.facebook.com/530toyohashi/>

災害時はごみの出し方などにご注意ください。

巨大地震や大洪水などの災害が起きたときは、ごみ出しのルールや出す場所が普段と大きく変わります。

ごみの出し方や持ち出し場所などは、災害の種類などにより変化するため、市からの情報にご注意ください。

※災害に伴い発生したごみを道路上や決められた場所以外へは出さないようにしましょう。

《お問い合わせ先》環境政策課 TEL.51-2399

資源の持ち去りは条例で禁止されています。

注意: 資源物の持ち去りをした場合、

20万円以下の罰金が課せられる場合があります。

※資源物…缶やびん、ペットボトル、

プラスチック容器包装類、古紙、布類、電化製品、金属製品や金属を含む製品など

《見かけた場合は…》収集業務課 TEL.61-4136

野焼きは法律で禁止されています。

注意: 違法な野焼き行為をした場合、

個人では、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金

法人では、5年以下の懲役、3億円以下の罰金

が課せられる場合があります。

《見かけた場合は…》廃棄物対策課 TEL.51-2410

ごみの不法投棄は犯罪です。

注意: みだりにごみを捨てた場合、

個人では、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金

法人では、5年以下の懲役、3億円以下の罰金

が課せられる場合があります。

《見かけた場合は…》廃棄物対策課 TEL.51-2410

事業系ごみ (商店・事務所・飲食店・農業等一般家庭以外から出るごみ)

事業系ごみ(事業活動から出るごみ)は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。**たとえ少量でも事業系ごみを、地域のごみステーションに持ち出したり、許可なく市の施設へ搬入したりすることはできません。**

特に、店舗併用住宅の場合には家庭ごみに事業系ごみが混入しないようにしてください。

事業系ごみは、民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、廃棄物対策課にて投入許可を取得してから、自ら資源化センター(生ごみは、バイオマス利活用センターも可)へ搬入(有料)してください。

なお、リサイクル可能な古紙については、古紙リサイクルヤード(14ページ)もご利用できます。

市の許可を受けている廃棄物処理業者の一覧は、廃棄物対策課のホームページ

【<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5395.htm>】に掲載しています。

詳しくは「**事業系ごみガイドブック**」をご覧ください。
廃棄物対策課(51-2410)へお問い合わせください。

